

25町い介第648号
2025年8月26日

指定居宅介護支援事業所
管理者 各位

町田市いきいき生活部
介護保険課長 江藤 利克

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算
(2025年度前期)について(通知)

平素より町田市の介護保険の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年度前期分の特定事業所集中減算の適評状況に係る報告について、届出対象の事業所は、下記のとおりご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 判定期間

2025年3月1日から2025年8月末日まで

2 届出対象事業所

紹介率が最高である法人(以下、「紹介率最高法人」という。)の割合が80パーセントを超えた事業所

※「正当な理由」の有無に関わらず「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を町田市に提出してください。

3 提出期限

2025年9月12日(金)必着

4 提出書類

別紙のフローチャートのとおり

様式は当市ホームページからダウンロードしてご利用ください

トップページ>医療・福祉>介護保険>介護保険に関する事業者の方へ
>介護予防支援・居宅介護支援>特定事業所集中減算

5 その他

紹介率が最高である法人（以下、「紹介率最高法人」という。）の割合が80パーセントを超えなかった場合についても「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、各事業所において2年間保存しなければなりません。

また、2024年度後期分において当該減算適用となっているが、2025年度前期において、当該減算適用が終了する場合についても減算終了の届出が必要となります。

6 提出方法

電子申請・届出システム*による提出

申請届出メニュー画面の「加算に関する届出」から申請を行ってください。

【添付ファイル名】（事業所名）特定事業所集中減算に係る届出書

※今期から特定事業所集中減算に該当した場合は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」も添付が必要です。その際の添付ファイル名は様式名を入力してください。

※添付ファイルは、Excelファイルで提出してください（PDF不可）。

*電子申請・届出システムのページは以下のとおりです。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

上記リンクから入れない場合は、インターネット検索にて「電子申請届出システム」を検索いただき、以下のページからご申請ください。

なお利用には、GBizIDプライムの取得が必要となりますので、法人として取得がない場合は、以下より作成していただく必要があります。

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

（GBizID＞GBizIDアカウント申請）

取得できない場合は、今期は電子メールの申請に切り替えてください。

なお、万一電子申請・届出システムにて申請ができない場合は、電子メールにて申請してください。送付先は「ikiiki050_06@city.machida.tokyo.jp」、件名は「（事業所名）特定事業所集中減算に係る届出書」としてください。

提出書類

